平成20年度から国民健康保険制度が変わります

～ご確認ください9のポイント～

問合せ保険年金課保険年金係

❶後期高齢者医療制度が創設されます

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上のすべての方が後期高齢者医療保険に加入します。したがって国民健康保険には75歳以上の方はいなくなります。

詳しくは1面の「後期高齢者医療制度」の記事をご覧ください。

❷義務教育就学前の子どもの自己負担割合が変わります

自己負担額2割は3歳未満の乳幼児まででしたが、対象年齢が義務教育就学前までに引き上げられます。

❸窓口負担を据え置きます

70歳以上75歳未満で窓口負担が1割の方は、平成20年4月から2割に引き上げるとしていた医療制度改正の内容を見直し、平成21年3月までは1割に据え置きます。

なお、現在の窓口負担が3割の方、一定の障害認定を受けた65歳から74歳の方を除きます。新しい高齢受給者証は3月下旬にお送りします。

❹国保税の課税方式が変わります

国保税のうち「医療分」として課税されていたものが「医療分」と「介護分（40歳から64歳が対象）」と合わせて3つの課税方式となります。

❺納期が変わります

普通徴収（納付書または口座振替による納付）の納税通知書の発送が1か月早くなり7月になります。今までの納期6期（8月・9月・10月・11月・12月・2月）を8期（7月から2月の毎月）にすることにより、1期当たりの負担が軽減されることになります。

❻前期高齢者の保険税が年金天引き（特別徴収）となります

65歳以上75歳未満の国保加入者で年金を受けている方は、平成20年10月から保険税が年金天引き（特別徴収）となります。つまり、7月から9月までは、普通徴収で納付し、10月・12月・2月は年金天引きとなります。平成21年度からはすべて特別徴収となります。

ただし、年間の年金額が18万円未満の場合や、介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きされません。この場合は、今までと同じ普通徴収となります。

❼国保税の配慮があります

世帯の一人が後期高齢者になり国保加入者数が減少した場合でも、低所得者に対する軽減は後期高齢者になった方が国保にいるものとして判定します。

また世帯に課税される平等割の税額計算でも、後期高齢者になった方が国保にいるものとして軽減することになります。

❽退職者医療制度が段階的に廃止されます

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けていましたが、その対象者が65歳未満に変わります。

65歳になりますと一般の国保加入者となります。自己負担割合に変更はありません。

❾特定健診・特定保健指導が始まります

平成19年度までの40歳以上の全市民を対象としていた基本健康診査に代わって、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導が始まります。詳しくは3月15日発行の広報に掲載しますのでご覧ください。

～年金だより～

■インターネットで年金加入記録を確認できます

社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）では、24時間いつでも、自分の年金個人情報を確認することができる「年金個人情報提供サービス」を行っています。

> 年金個人情報提供サービスでは、
> ★公的年金制度の加入履歴
> ★国民年金の保険料納付状況
> ★厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額
> を確認することができますのでご利用ください。

ただし、老齢年金を受けている方や共済組合の組合員の方はご利用になれません。

なお、年金個人情報提供サービスを利用するには、あらかじめ「ユーザーＩＤ・パスワード」の発行を受ける必要があります。お申込みから発行までには、2週間程度の期間を要しますので、ご了承ください。

問合せ

【個人情報提供サービスに関すること】

社会保険業務センター記録提供課☎0422・76・1155

【年金加入記録に関すること】

ねんきんダイヤル☎0570・05・1165

※ＩＰ電話・ＰＨＳからは☎03・6700・1165

■国民年金は60歳以降でも加入できます

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住所を有する方が加入する制度です。

ただし、60歳において、老齢基礎年金を受けられる加入期間を満たしてない方や未納期間や未加入期間があり、満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方は、市役所へ申し出ていただくことにより、申し出の月より65歳到達月の前月までの間、国民年金に任意加入し、保険料を納めることができます。

また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳到達月の前月までの間で、年金を受けられる加入期間を満たすまで任意で加入することができます。

問合せ保険年金課保険年金係

納税強化推進月間の3月は休日納税窓口を開設・相談もあわせて受け付けます

日時3月9日(日)・16日(日)ともに午前9時～午後4時

場所市役所1階

問合せ収納課

納め忘れはありませんか？納税にご協力ください

次の税は納期限を過ぎています。

■市・都民税（第1期～4期）

■固定資産税・都市計画税（第1期～4期）

■軽自動車税

■国民健康保険税（第1期～6期）

■介護保険料（第1期～6期）

税の年度も来月から平成20年度となります。新年度の税が課税される前に、納期限を過ぎている税は早めに納めてください。

なお、納期限を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

3月は納税推進強化月間

3月を納税推進強化月間として、市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納していて、督促状及び催告書等により納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じてもらえない方などの自宅などに、夜間、休日、直接お伺いして、納税の催促、交渉をします。

納税相談

市では常に納税の相談に応じています。病気や事故、経済的な理由で納期内の納税が困難な方はご相談ください。相談には家計の収支の状況等が分かるものをお持ちください。

相談時間市役所開庁時間内

問合せ収納課

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

納税者の方が他の土地や家屋の価格との比較をして、自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。納税義務者の方が自己の資産を確認する場合は、閲覧となります。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格（評価額）等を閲覧することができます。

なお、固定資産課税台帳には1月1日の現況をもとに、所有者ごとに土地、家屋、償却資産の価格、課税標準額などが記載されています。昨年中に新たに固定資産を取得された方や異動があった方は、この機会に自分が所有している固定資産を確認してください。

縦覧期間4月1日(火)～6月2日(月)午前8時30分～午後5時15分※日曜日、祝日を除く。

縦覧できる方固定資産税の納税者及び同居の家族。または、納税者の委任、代理人の選任を受けた方（納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です。）

縦覧方法印鑑と本人確認ができるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証等）をご持参のうえ縦覧場所へお越しください。

閲覧期間4月1日(火)～通年の午前8時30分～午後5時15分※日曜日、祝日、年末年始を除く。

閲覧できる方納税義務者及び同居の家族、借地借家人、または納税義務者から委任、代理人の選任を受けた方（納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です。）

閲覧方法印鑑と本人確認ができるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証等）をお持ちのうえ閲覧場所へお越しください。

なお、借地借家人の方が閲覧する場合は、その旨を証明できる書類（借地借家契約書の写し、地代家賃の領収書など）をお持ちください。

手数料縦覧期間中の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧は無料となります。

縦覧・閲覧場所課税課窓口

問合せ課税課資産税係